



発行：2022年5月30(月) No. 474

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

コロナ不況を民商の知恵と力で乗り越えよう！！

第2回税務調査対策会議

5月17日(火)午後7時30分から、税務調査対策会議を開き、Mさん夫妻、柳澤会長はじめ役員、事務局が参加しました。4月26日の1回目の調査について、Mさんは「心臓バクバクでした。私たちだけではとても対応できなかった」と感想を述べました。その際、税務署員の質問に対し、奥さんが思わず自分の病気を話してしまったことで「私たち、立ち合いの者がいるのに、税務署員が守秘義務をやぶっているがどうするのか」と問い詰め、署員は何も言い返せませんでした。2回目の対策会議では、奥さんから病気の経過や病状をあらためて報告してもらい「それは、中止させたほうがいい」「中止の要望書を出そう」と話し合いました。1回目の調査に立ち会った支部長の森さんは「最近の税務署はおとなしいね。あんなものかい？」と発言。「いや、立ち合いがなければ、強制調査のように寝室に立ち入ったり、レジや鞆をあけさせたりすることもあるよ」と立ち合いの大切さを自主計算パンフレットを読み合わせしながら学びました。中止を求めつつ、資料をもとに、再度計算して所得計算について見直すことにしています。

事業復活支援金の申請が延長されました！

5月31日までだった申請期限が、**6月17日(金)まで延長**されました。これまで会員のなかで約60人が申請しましたが、ほとんどの方が50%減での申請です。今回は、30%~50%未満の減少率の場合も対象です。今一度、対象になるかどうか確認してください。なお、5月31日までに仮登録しアカウント発行することが必要です。

事前確認期限は、6月14日(火)です。入金された会員からは「ほっとした」「売上が厳しいときなので助かりました」と声が寄せられています。以前不備ループに苦しんだひさんも、マイページに「振込手続き中」と表示され「思わず涙がでました」と語っています。**＜春原行政書士の事前確認＞6月7日(火)午後2時～要予約**

給付対象 ①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が2018年11月～2021年3月のあいだの任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

久しぶりに集まろう！支部総会に参加しましょう

昨年、一昨年と役員のみで支部総会を開いてきましたが、今年は、支部役員会で話し合い、全会員に呼びかけての支部総会が計画されています。5月20日の山田支部役員会では「夏以降、支部の行事を計画して出かけた」「金華山のロープウェイなんてどうだろうか」「鵜飼はどう？」など、楽しく話合っています。

＜平安支部＞ 6月17日(金)19時～ 場所 中華料理香苑(シャンエン) 北区平安通1-9-16

＜西支部＞ 6月4日(土)11時～ 場所 和食さと康生通店 西区児玉2-24-22

＜山田支部＞ 6月18日(土)11時30分～ 場所 大宝寿司 西区平出町325

＜守山西支部＞ 6月12日(日)12時～ 場所 ボイル 守山区茶臼前20-2

＜守山東支部＞ 6月19日(日)12時～ 場所 ボイル 同上

参加される方は、役員または事務局までご連絡ください。

ほかの支部については、追ってお知らせします。

